

第8分科会

児童養護施設等から児童自立支援施設へ措置変更された 児童への切れ目ない支援のための実践モデル開発

企画者・話題提供者：篠原 拓弥（神戸市こども家庭センター）

話題提供者：原 弘輝（関西福祉大学）

金 弘基（大阪府貝塚子ども家庭センター）

1. 企画趣旨

企画者らは2017年2月に「神戸児童間性暴力研究会」を立ち上げ、児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所等の職員・研究者が月1回の定例会を中心に、暴力（性暴力含む）のない施設とするための実践方法を確立するための研究、実践を行っており、今後はこれまでの成果をまとめたハンドブックを出版する予定である。

現在、遠藤洋二関西福祉科学大学教授（2024年3月退官）を研究代表者とし、2023年度公益財団法人日工組社会安全研究財団の助成を受け、調査・研究を行っており、本分科会では、これまでの調査結果を示し、様々な意見聴取の場としたい。

倫理審査については、関西福祉科学大学の研究倫理審査会の承認を得ており、調査対象者には調査内容、倫理的配慮について説明の上、同意書を徴取している。また研究者らは、「一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）」等のe-learningプログラムを修了している。

2. 発言要旨

（1）研究の意義・目的

児童間性暴力の加害児童とされる児童については、正確な事実確認がなされないまま児童自立支援施設へ措置変更されるといった表面的解決に留まっている例が少なくない。全国の児童自立支援施設に入所する児童の1/4は児童養護施設等からの措置変更であることを考えれば、児童間性暴力の加害児童も含めた措置変更児童が、社会的養育という枠組みの中で切れ目のない「連続線上の支援」を受けることが必要不可欠である。本研究では、このような「児童間性暴力」と「措置変更」という2つのテーマについて、量的・質的調査を行い、その実態を明らかにしたうえで、児童への切れ目のない支援を実現するために、児童自立支援施設を中心に関係機関も含めた実践モデルを策定したいと考えている。

（2）話題提供

①「児童自立支援施設における入所児童の背景と支援経過に関する実態調査」（原 弘輝）

2023年9月から11月にかけて、児童自立支援施設の入所児童の属性や入所理由、入所時の様子や退所後の進路や生活居所などといった実態を明らかにすることを目的に、量的調査1「入所児童の背景と支援経過に関する実態調査」を実施した。

全国 55 施設の調査対象施設のうち、31 施設 (56.4%) から調査協力が得られ、過去 5 年の入所児童 2021 名分の回答が得られた。調査結果をもとに行った分析では、今日の児童自立支援施設の入所児童の特徴として、「22.0%の児童が措置変更児童であること」「4 割以上の児童 (41.8%) が発達障害を有していること」「女兒に対する支援において、生活場面・学校場面の双方において、施設職員が対応に苦慮していること、指導の際にも困難さを感じていること」などの実情が明らかとなった。

また、全体の 22.0%を占める措置変更児童に関して言えば、「他の社会的養護施設等からの措置変更児童は、そうでない児童に比べて計画通りの帰省ができておらず、家庭との交流が少ないこと」や、「措置変更児童の方がより、指導の困難さが高いと職員が感じている」ことも明らかとなった。また、計画通りの帰省ができていない児童はそうでない児童より、無断外出の割合が高く、寮生活における不安定さが顕著となるなどの結果も示されている。このことは、児童自立支援施設入所中の児童において、家族や親族など施設職員以外との関わりが、施設生活における安定性と関連している可能性が示唆され、措置変更児童特有の困難さがあることが明らかとなった。

②「児童自立支援施設における措置変更児童への支援上の困難性に関する調査」(金 弘基)

2024 年 1 月から同年 2 月にかけて、質的調査 1「措置変更児童の支援上の困難性に関する調査」を実施した。本調査では、児童養護施設等から児童自立支援施設に措置変更された児童への入所前から退所後までの支援の流れや全体像、措置変更児童に特有の支援上の困難性を明らかにすることを目指した。

量的調査 1 で得られた回答から事例を複数抽出し、優先順位を付けた上でケースのサンプリングを行い、計 5 施設 11 ケースについて、担当職員を対象にインタビューを実施した。インタビューは録音し、逐語録化した後、質的分析ソフト MAXQDA を用いて分析を行った。その結果、措置変更で入所してきた児童に対して各施設が入所前の時期から様々な工夫を凝らしながら支援を行っていること、児童自立支援施設の職員は入所時点でのアセスメント不足や、入所中の原籍施設職員との連携に困難さを感じていることが明らかになった。

結果より、措置変更児童への支援をより効果的に行うためには、児童自立支援施設における日常の支援だけでなく、児童相談所や原籍施設との連携が円滑に進められることが必要であると推察された。

③「支援困難事例 (措置変更) の 3 機関の関りに関する実態調査」(篠原 拓弥)

児童自立支援施設・児童養護施設・児童相談所の 3 機関を対象にフォーカス・グループ・インタビューを実施し、特定の措置変更児童について、各機関同士の連携に着目し、それぞれの立場からの意見を聴取した。児童養護施設 A から児童自立支援施設に措置変更後、中学校卒業時に児童養護施設 B に措置変更した中学 1 年生男児の事例では、措置変更時から児童自立支援施設退所以降の生活も見据えた計画的な支援を児童相談所がしており、児童相談所が中心となり、関係機関がそれぞれの役割を明確にすることで、切れ目のない支援が実現できるのではないかと考える。